

次の者からヒアリングを行う。

1．事業者団体

- (1) 日本商工会議所
- (2) 全国商工会連合会
- (3) 全国中小企業団体中央会
- (4) 全国中小建設業協会

2．関係省庁

- (1) 総務省
- (2) 国土交通省

昨年秋に実施した事業者アンケートで、入札・契約を負担と回答した者を対象として、追加アンケート調査を実施（経団連、経済同友会、日本商工会議所、全国商工会連合会）

調査票は別紙の通り

上記の結果を踏まえ、とりまとめに向けて検討を行う。

1. 調査の趣旨

○本調査は、行政への入札・契約に関する手続の具体的な負担内容や改善事項について、お伺いするものです。

2. 回答上の留意点

○本調査では、「行政への入札・契約に関する手続」の負担感を、以下の段階ごとにお伺いします。どの手続きにどのような負担があるのか、その負担解消のためにどのような解決策が考えられるのか、記載例を参考にしつつ、できる限り具体的に記載してください。

※特段の負担を感じていない段階については、空欄で構いません。また、記載欄が足りない場合には、適宜追加いただいて構いません。

I 競争契約(一般競争契約、指名競争契約)に関する手続

(1) 経営事項審査(建設工事のみ)

(2) 競争入札参加資格審査

(3) 入札

II 随意契約に関する手続(企画競争、公募も含む)

III 契約締結に関する手続(競争契約、随意契約共通)

○記載に際しては、意見ごとに契約の種類(以下参照)について、「物品」、「役務」、「建設工事」、「測量等」から当てはまるものを選択してください。加えて、手続の所管についても、①国、②地方公共団体、③(国・地方公共団体の)両方、から、当てはまるものを選択してください。

○「契約の種類」の分類は、予算決算及び会計令の資格審査の規定等に基づき、「物品・役務」「建設工事・測量等」とします。

- ・ 物品 : プラスチック製品類、印刷、電子計算機類、事務用品類等の物品の製造、販売、買受に関する契約
- ・ 役務 : 広告、製図、調査、情報処理、翻訳、ソフトウェア開発等の役務の提供に関する契約
- ・ 建設工事 : 土木工事、建築工事、電気工事、河川浚渫工事等の土木建築に関する工事に関する契約
- ・ 測量等 : 測量、建設コンサルタント、地質調査、補償コンサルタント等の建設関連業の業務に関する契約

○その他、本調査における用語の定義は、以下の通りとします。

- ・ 経営事項審査 : 公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者が必ず受けなければならない審査。
- ・ 競争入札参加資格 : 一般(指名)競争契約の競争へ参加するために必要な、発注者が定める資格。

I 競争契約(一般競争契約、指名競争契約)に関する手続

(1) 経営事項審査 ※建設工事についてのみ、回答してください。測量、物品・役務については回答は不要です。

(記入例)

○提出書類の作成負担が大きい(社内の事務作業(書類収集作業含む)や社外専門家への支払い等)

- ・「経営事項審査」と「競争参加資格審査申請」に必要な書類が、両者あわせて約●種類にも上る。●●と●●は必要性が不明であり、提出の可否を再検討すべきではないか。
- ・会社の基本情報(会社名、代表者名、住所等)については、マイナンバーを活用して行政内部での共有を図り、事業者からの提出を不要とするべきではないか。
- ・社内の技術者の情報については、行政内部での情報共有、マイナンバーの活用等により、事業者からの提出を不要とすべきではないか。

○提出書類(情報)が、他の手続と重複している(作成書類、添付書類両方含む)

- ・公共工事の場合、「経営事項審査」と「競争参加資格審査申請」の両方に、●●、●●を提出。提出情報の重複を排するべきではないか。(●●は「建設業許可」の手続時にも提出)

○行政機関が保有する情報の提出を求められる

- ・納税証明書、社会保険や労働保険の納付証明、入札担当社員の社会保険への加入証明等の提出が求められ、企業は個別に年金事務所や労働基準監督署に証明依頼をしている。しかし、これらは国が管理する情報であり、納税状況、登記情報等を(法人番号の活用等を通じて)行政機関内で参照できる仕組みを構築し、証明書類の添付の省略化を図るべき。

負担のある手続／負担解消のための解決提案	契約の種類				手続の所管
	物品	役務	建設工事	測量等	
			○		①国
			○		①国
			○		①国
			○		①国
			○		①国

I 競争契約(一般競争契約、指名競争契約)に関する手続

(2)競争入札参加資格審査

(記入例)

○提出書類の作成負担が大きい(社内の事務作業(書類収集作業含む)や社外専門家への支払い等)

・「経営事項審査」と「競争参加資格審査申請」に必要な書類が、両者あわせて約●種類にも上る。●●と●●は必要性が不明であり、提出の可否を再検討すべきではないか。

○提出書類(情報)が、他の手続と重複している(作成書類、添付書類両方含む)

・公共工事の場合、「経営事項審査」と「競争参加資格審査申請」の両方に、●●、●●を提出。提出情報の重複を排すべきではないか。(●●は「建設業許可」の手続時にも提出)

○行政機関が保有する情報(納税証明書、社会保険の加入・納付証明、登記簿本等)の提出を求められる

・納税証明書、社会保険や労働保険の納付証明、入札担当社員の社会保険への加入証明等の提出が求められ、企業は個別に年金事務所や労働基準監督署に証明依頼をしている。しかし、これらは国が管理する情報であり、納税状況、登記情報等を(法人番号の活用等を通じて)行政機関内で参照できる仕組みを構築し、証明書類の添付の省略化を図るべき。

○省庁ごと、自治体ごとに入札参加審査を受けなければならない(資格の統一がされていない)

・工事の入札参加資格申請は、各省庁ごとに手続きをしなくてはならない。物品・役務については全省庁統一であり、建設工事・測量についても統一してほしい。

・各都道府県、市区町村毎に入札資格が必要とされている。共通した入札資格にし、更新期間がくるまで、1度の手続きでどこの自治体にも使える資格にしてほしい。

○国、地方公共団体が所管する団体(独立行政法人等)について、個別に入札参加資格を受けなければならない(国・地方公共団体と団体の、また、団体間での資格統一がされていない)

・独立行政法人が、個別の競争入札参加資格要件を設定している場合があり、その提出書類も法人毎に異なる。少なくとも物品・役務については国の資格との共通化を図れないか。

○申請様式・書式が国、地方公共団体ごとに異なる

・申請書類、添付書類に統一性がなく、細部(書類の綴じ方、使用ファイルの色等)まで指定する地方自治体もある。参加資格申請の公示の仕方・時期が地方自治体により異なる。

負担のある手続/負担解消のための解決提案	契約の種類 (プルダウン選択式)				手続の所管 (プルダウン選択式)
	物品	役務	建設 工事	測量 等	

I 競争契約(一般競争契約、指名競争契約)に関する手続

(3)入札

(記入例)

- 入札に関する情報の公表の仕方が分かりにくい
 - ・入札案件の情報が、HPで公表されていないことがある。分かりやすい形で広く周知してほしい。
 - ・仕様書等の資料を紙のみで配布される場合がある。電子ファイルで提供してほしい。
- 入札時の提出書類の作成負担が大きい(社内の事務作業(書類収集作業含む)や社外専門家への支払い等)
 - ・落札できなかった多くの企業にとって応札に要したコストや時間は無駄となる。入札の最初の段階では簡素な書類のみを課し、候補者を絞り込んだ段階でより詳細な書類を課すべき。
 - ・行政目的のために活用されているのか疑問な書類・情報がある(●●、●●等)。行政目的を達成するために本当に必要な情報なのか、取得情報の棚卸と精査を行うべき。
- 入札時に行政機関が保有する情報(納税証明書、社会保険の加入・納付証明、登記簿本等)の提出を求められる
 - ・納税証明書、社会保険や労働保険の納付証明、入札担当社員の社会保険への加入証明等の提出が求められ、企業は個別に年金事務所や労働基準監督署に証明依頼をしている。しかし、これらは国が管理する情報であり、納税状況、登記情報等を(法人番号の活用等を通じて)行政機関内で参照できる仕組みを構築し、証明書類の添付の省略化を図るべき。
- 入札手続のオンライン化が全部又は一部されていない(添付書類は紙、CD等で別途提出が必要等)
 - ・●●省は電子入札に対応してない。入札から契約締結、監督・検査に至るまでのプロセスを、全てオンラインで対応することを国全体に義務付けて欲しい。
- 入札手続のオンライン化はされているが使いにくい(紙で提出した方が手続が早く完了する、オンラインシステムはあるが対応していない部署・自治体がある等)
 - ・電子入札に際して、電子証明書が地方公共団体とその公社で異なり維持費用が倍かかる。
 - ・入札システムの添付データの上限値が3MBであり、結局紙で窓口を持参している。容量を大きくしてほしい。
 - ・地方自治体は、各自治体で様々な登録・入札システムが開発されている。また、まだシステム化されていないところが多々ある。オンラインで同じやり方で対応できるようにしてほしい。
- 入札から落札に至るまで、行政機関から何度も呼び出される(訪問・説明を求められる)
 - ・●●省の●●契約に関する入札については、入札から開札までの間に幾度も呼び出され、その都度担当部署、担当者を訪問しなければならない。どうしても訪問が必要な場合でも、メール等を活用し、訪問回数を最小化してほしい。

負担のある手続/負担解消のための解決提案	契約の種類 (プルダウン選択式)				手続の所管 (プルダウン選択式)
	物品	役務	建設 工事	測量 等	

【自由記載(任意)】

I～Ⅲの他に、行政への入札・契約に関する手続について、お感じになっていることがあれば、ご自由にご記載下さい(手続全般に係る事項等)